

教職第1384号
平成23年12月9日

各教育局長様

北海道教育委員会教育長

教職員給与費の適正執行に関わる教職員の服務規律の厳正な保持について
(通知)

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長及び関係市町村教育委員会教育長等
あて通達・通知したので、適切に指導してください。

総務政策局総務課人事グループ
総務政策局総務課決算・会計指導グループ
総務政策局教職員課人事法規グループ
教育職員局参事(渉外)渉外グループ
教育職員局給与課給与支給グループ
教育職員局給与課給与費管理グループ
教育職員局教職員事務センター総務調整グループ

教職第1384号
平成23年12月9日

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

教職員給与費の適正執行に関わる教職員の服務規律の厳正な保持について
(通達)

先般、会計検査院による教職員給与費の義務教育費国庫負担金に係る会計実地検査の結果が公表され、同負担金の対象となっている教職員の一部について、次のとおり給与費の執行に適正を欠く事態が明らかとなりました。

- 1 勤務時間中に有給休暇等の正規の手続をとることなく、市町村教育委員会又は校長等と職員団体の代表者としての教職員との間で、適法な交渉の対象とはならない学校の事務の管理及び運営に関する事項を対象とする話し合いを行っていたり、校内の会議室等において行われた職員団体の会議等に参加していたこと。
- 2 長期休業の期間等において、始業時刻後に機械警備が解除されていたり、終業時刻前に機械警備が開始されていたりなどしており、始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤するなど勤務時間を遵守していなかったこと。
- 3 校外研修処理簿や研修報告書に図書館等で行ったと記載されていた研修の実施日が、当該図書館等の休館日となっているなどして、校外研修を行った事実が確認できなかったこと。
- 4 外勤や出張、職務専念義務免除により、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計監査等の業務を行うなどしていたこと。
- 5 主任手当について、有給休暇を取得して主任等の業務に従事していない日等を業務従事日数に含めていたり、長期休業の期間に主任等の業務に従事していた日等を業務従事日数に含めていないなど、当該手当の支給額の算定が誤っていたこと。

また、会計検査院からは、これらに関連して、長期休業期間中に行われた校外研修の状況について、場所は自宅が最も多く、研修報告書の記載内容は乏しく、具体的な研修内容が明確でないものが多く見受けられ、成果品はほとんど提出されていないなど、当該研修の成果を客観的に評価することが困難な状況となっていたことについて指摘され、更に、検査の過程においては、教職員が出勤簿に毎日押印せず、後日まとめて押印していたこと、年次有給休暇等の申請をその都度行っていないため記載漏れがあったこと、備えるべき出勤簿を作成していなかったことなど、勤務時間管理に関する書類の取扱いが適正に行われていなかったものが多数見受けられたことについても指摘されたところです。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならず（第30条）、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない（第35条）とされており、これまでも機会あるごとに、教職員の服務規律の保持等について通達・通知を発出するなどしてき

たにもかかわらず、このような適正を欠く事態が明らかとなったことは、学校教育に対する道民の信頼を損なうものであり、極めて遺憾であります。

道教委としては、今回の会計検査院の検査において、服務上不適切な事態が明らかになった教職員については、本人から必要な給与の返還を求めるとともに、さらに具体的な内容を把握・確認のうえ、厳正に対処することとしており、また、会計検査院の会計検査の対象とならなかった道内の義務教育諸学校及び北海道が給与を負担する道立高等学校などに対して、当該検査と同様の調査を始めております。

今後、各教職員が地方公務員法等の法令を遵守し、教職員一人一人が公務員としての使命と責任を深く自覚し、勤務時間中はもとより勤務時間外においても自らを厳しく律し行動するよう、服務規律の確保を徹底し、学校教育に対する道民の信頼の確保につなげていきたいと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、特に次の事項に留意のうえ所属職員に対して周知及び指導の徹底を図り、服務規律の厳正な保持に万全を期して下さい。

記

1 勤務時間中の職員団体活動について

公務員である教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務時間中の職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務を負っており、職員団体のための活動は、勤務時間中においては、法律又は条例によって特に許される場合以外は、これをなし得ないこと。

ここでいう「法律又は条例で特に許される場合」とは、地方公務員法第55条に規定する適法な交渉を行う場合や、時間外勤務代休時間、休日、代休日、年次有給休暇及び休職の期間並びに組合休暇（無給）であり、教職員が、職員団体の事務を行ったり、諸会議に出席する場合などについては、必要な手続を必ず行うこと。

また、今回の会計検査院の検査結果を踏まえ、職員団体対応等に関わって、今後、次の点に特に留意すること。

(1) 職員団体の会議等へ参加する場合

職員団体の会議等への参加は、「法律又は条例で特に許される場合」以外、勤務時間中には認められないものであること。

(2) 職員団体対応

職員団体対応に当たっては、関係法令や「職員団体との交渉について」（平成23年3月28日付け教渉第179号教育職員局参事（涉外）通知）などを参考にし、交渉事項と管理運営事項を明確に峻別するなど適切に対応すること。

また、職員団体活動に関わって疑義等が生じた場合は、教育局の学校運営サポートチームを活用すること。

2 適正な勤務時間の管理について

(1) 勤務時間管理に関する書類の取扱いについて

出勤簿や外勤簿、時間外勤務簿、時間外勤務等命令簿、旅行命令簿、休暇等処理簿、校外研修処理簿等については、教職員の勤務管理はもとより、北海道が給与を支給する根拠となる重要なものであることを十分認識し、北海道立学校職員服務規程等に基づき、適正に管理すること。

(2) 長期休業期間中の勤務時間について

長期休業期間中についても、課業日と同様に正規の勤務時間が割り振られており、勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇等の休暇処理など、必要な手続を必ず行うこと。

(3) 長期休業期間中の校外研修について

ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項に基づく研修（以下「研修」という。）については、職務専念義務を免除される取扱いにふさわしい内容のものであることが求められるものであり、その承認に当たっては、研修の目的や内容などを十分精査するなどして、研修の実質を伴わないものについて安易に承認を与えることのないよう、適正を期すこと。

イ 特に自宅での研修については、「長期休業期間中の教員の勤務管理について」（平成22年6月30日付け教職第607号教職員課服務担当課長通知）に十分留意するとともに、その承認に当たっては、①「自宅でなければならないものであるか」、②「職務への反映がなされるものであるか」、③「研修期間が妥当であるか」などを十分精査する等、その厳格な取扱いを徹底すること。

ウ 研修の承認を受けた後に、病気など何らかの理由により、計画どおりに研修ができなくなったり、研修内容や場所等を変更しなければならない場合は、その都度速やかに校長等の管理職に報告するとともに、研修計画の変更や年次有給休暇の申請など、必要な手続を必ず行うよう周知徹底すること。

エ 研修終了後は、速やかに研修報告書や成果品等の提出を求めるなど、上記イの①から③の観点などから事後の検証を十分行うこと。

オ 研修は、給与条例上、有給の取扱いとされていることを十分認識させるとともに、保護者や地域住民等の十分な理解が得られる内容であることに加え、研修報告書や成果品等が客観的に研修の成果を評価できるものであることが必要であることについて、指導を徹底すること。

(4) 教育研究団体等の業務を行う場合の取扱いについて

教職員が教育研究団体等の業務を行う場合は「教職員が教育研究団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについて」（平成19年3月22日付け教職第1429号教職員局長通知）を参考に、その服務上の取扱いについて適正に取り扱うこと。

3 上記に関する事項について、地方公務員法やその他関係法令等に違反する行為や不適切な取扱いがあった場合は、給与の返納や懲戒処分等の対象となり得るものであること。

4 給与の適正な支給については、これまでも各種通知等により繰り返し周知しているが、依然として、過誤払いによる追給又は返納が発生していることから、条例、規則等により支給要件等を再確認するとともに、特殊勤務手当等の支給に際し勤務や業務に係る実績の確認を要するものにあつては、実態をより正確に把握するなど、適切な事務処理に努めること。

特に教育業務連絡指導手当、いわゆる「主任手当」の支給に当たっては、この度の会計検査院による検査結果を踏まえ、夏季・冬季等の休業期間中に自校において3時間45分以上勤務した日については、当該手当の支給対象日となることなど、「教育業務連絡指導手当の支給に関する取扱いについて」（昭和53年10月12日付け教給第1088号）により通知した事項に十分留意すること。

総務政策局総務課人事グループ
総務政策局総務課決算・会計指導グループ
総務政策局教職員課人事法規グループ
教育職員局参事（渉外）渉外グループ
教育職員局給与課給与支給グループ
教育職員局給与課給与費管理グループ
教育職員局教職員事務センター総務調整グループ

教職第1384号
平成23年12月9日

関係市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

教職員給与費の適正執行に関わる教職員の服務規律の厳正な保持について
(通知)

先般、会計検査院による教職員給与費の義務教育費国庫負担金に係る会計実地検査の結果が公表され、同負担金の対象となっている教職員の一部について、次のとおり給与費の執行に適正を欠く事態が明らかとなりました。

- 1 勤務時間中に有給休暇等の正規の手続をとることなく、市町村教育委員会又は校長等と職員団体の代表者としての教職員との間で、適法な交渉の対象とはならない学校の事務の管理及び運営に関する事項を対象とする話し合いを行っていたり、校内の会議室等において行われた職員団体の会議等に参加していたこと。
- 2 長期休業の期間等において、始業時刻後に機械警備が解除されていたり、終業時刻前に機械警備が開始されていたりなどしており、始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤するなど勤務時間を遵守していなかったこと。
- 3 校外研修処理簿や研修報告書に図書館等で行ったと記載されていた研修の実施日が、当該図書館等の休館日となっているなどして、校外研修を行った事実が確認できなかったこと。
- 4 外勤や出張、職務専念義務免除により、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計監査等の業務を行うなどしていたこと。
- 5 主任手当について、有給休暇を取得して主任等の業務に従事していない日等を業務従事日数に含めていたり、長期休業の期間に主任等の業務に従事していた日等を業務従事日数に含めていないなど、当該手当の支給額の算定が誤っていたこと。

また、会計検査院からは、これらに関連して、長期休業期間中に行われた校外研修の状況について、場所は自宅が最も多く、研修報告書の記載内容は乏しく、具体的な研修内容が明確でないものが多く見受けられ、成果品はほとんど提出されていないなど、当該研修の成果を客観的に評価することが困難な状況となっていたことについて指摘され、更に、検査の過程においては、教職員が出勤簿に毎日押印せず、後日まとめて押印していたこと、年次有給休暇等の申請をその都度行っていないため記載漏れがあったこと、備えるべき出勤簿を作成していなかったことなど、勤務時間管理に関する書類の取扱いが適正に行われていなかったものが多数見受けられたことについても指摘されたところです。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならず（第30条）、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない（第35条）とされており、これまでも機会あるごとに、教職員の服務規律の保持等について通達・通知を発出するなどしてき

たにもかかわらず、このような適正を欠く事態が明らかとなったことは、学校教育に対する道民の信頼を損なうものであり、極めて遺憾であります。

道教委としては、今回の会計検査院の検査において、服務上不適切な事態が明らかになった教職員については、本人から必要な給与の返還を求めるとともに、さらに具体的な内容を把握・確認のうえ、厳正に対処することとしており、また、会計検査院の会計検査の対象とならなかった道内の義務教育諸学校及び北海道が給与を負担する道立高等学校などに対して、当該検査と同様の調査を始めております。

今後、各教職員が地方公務員法等の法令を遵守し、教職員一人一人が公務員としての使命と責任を深く自覚し、勤務時間中はもとより勤務時間外においても自らを厳しく律し行動するよう、服務規律の確保を徹底し、学校教育に対する道民の信頼の確保につなげていきたいと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、特に次の事項に留意のうえ所管する学校の教職員に対して周知及び指導の徹底を図り、服務規律の厳正な保持に万全を期して下さい。

記

1 勤務時間中の職員団体活動について

公務員である教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務時間中の職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務を負っており、職員団体のための活動は、勤務時間中においては、法律又は条例によって特に許される場合以外は、これをなし得ないこと。

ここでいう「法律又は条例で特に許される場合」とは、地方公務員法第55条に規定する適法な交渉を行う場合や、時間外勤務代休時間、休日、代休日、年次有給休暇及び休職の期間並びに組合休暇（無給）であり、教職員が、職員団体の事務を行ったり、諸会議に出席する場合などについては、必要な手続を必ず行うこと。

また、今回の会計検査院の検査結果を踏まえ、職員団体対応等に関わって、今後、次の点に特に留意すること。

(1) 職員団体の会議等へ参加する場合

職員団体の会議等への参加は、「法律又は条例で特に許される場合」以外、勤務時間中には認められないものであること。

(2) 職員団体対応

職員団体対応に当たっては、関係法令や「職員団体との交渉について」（平成23年3月28日付け教渉第179号教育職員局参事（涉外）通知）などを参考にし、交渉事項と管理運営事項を明確に峻別するなど適切に対応すること。

また、職員団体活動に関わって疑義等が生じた場合は、教育局の学校運営サポートチームを活用すること。

2 適正な勤務時間の管理について

(1) 勤務時間管理に関する書類の取扱いについて

出勤簿や外勤簿、時間外勤務簿、時間外勤務等命令簿、旅行命令簿、休暇等処理簿、校外研修処理簿等については、服務監督権者における教職員の勤務管理はもとより、北海道が給与を支給する根拠となる重要なものであることを十分認識し、適正に管理すること。

(2) 長期休業期間中の勤務時間について

長期休業期間中についても、課業日と同様に正規の勤務時間が割り振られており、勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇等の休暇処理など、必要な手続を必ず行うこと。

(3) 長期休業期間中の校外研修について

ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項に基づく研修（以下「研修」という。）については、職務専念義務を免除される取扱いにふさわしい内容のものであることが求められるものであり、その承認に当たっては、研修の目的や内容などを十分精査するなどして、研修の実質を伴わないものについて安易に承認を与えることのないよう、適正を期すこと。

イ 特に自宅での研修については、「長期休業期間中の教員の勤務管理について」（平成22年6月30日付け教職第607号教職員課服務担当課長通知）に十分留意するとともに、その承認に当たっては、①「自宅でなければならないものであるか」、②「職務への反映がなされるものであるか」、③「研修期間が妥当であるか」などを十分精査する等、その厳格な取扱いを徹底すること。

ウ 研修の承認を受けた後に、病気など何らかの理由により、計画どおりに研修ができなくなったり、研修内容や場所等を変更しなければならない場合は、その都度速やかに校長等の管理職に報告するとともに、研修計画の変更や年次有給休暇の申請など、必要な手続を必ず行うよう周知徹底すること。

エ 研修終了後は、速やかに研修報告書や成果品等の提出を求めるなど、上記イの①から③の観点などから事後の検証を十分行うこと。

オ 研修は、給与条例上、有給の取扱いとされていることを十分認識させるとともに、保護者や地域住民等の十分な理解が得られる内容であることに加え、研修報告書や成果品等が客観的に研修の成果を評価できるものであることが必要であることについて、指導を徹底すること。

(4) 教育研究団体等の業務を行う場合の取扱いについて

教職員が教育研究団体等の業務を行う場合は「教職員が教育研究団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについて」（平成19年3月22日付け教職第1429号教職員局長通知）に基づき、その服務上の取扱いについて適正に取り扱うこと。

3 上記に関する事項について、地方公務員法やその他関係法令等に違反する行為や不適切な取扱いがあった場合は、給与の返納や懲戒処分等の対象となり得るものであること。

4 給与の適正な支給については、これまでも各種通知等により繰り返し周知しているが、依然として、過誤払いによる追給又は返納が発生していることから、条例、規則等により支給要件等を再確認するとともに、特殊勤務手当等の支給に際し勤務や業務に係る実績の確認を要するものにあつては、実態をより正確に把握するなど、適切な事務処理に努めること。

特に教育業務連絡指導手当、いわゆる「主任手当」の支給に当たっては、この度の会計検査院による検査結果を踏まえ、夏季・冬季等の休業期間中に自校において3時間45分以上勤務した日については、当該手当の支給対象日となることなど、「教育業務連絡指導手当の支給に関する取扱いについて」（昭和53年10月12日付け教給第1088号）により通知した事項に十分留意すること。

総務政策局総務課決算・会計指導グループ
総務政策局教職員課人事法規グループ
教育職員局参事（渉外）渉外グループ
教育職員局給与課給与支給グループ
教育職員局給与課給与費管理グループ
教育職員局教職員事務センター総務調整グループ

札幌市教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 高橋 教 一

教職員給与費の適正執行に関わる教職員の服務規律の厳正な保持について
(通知)

先般、会計検査院による教職員給与費の義務教育費国庫負担金に係る会計実地検査の結果が公表され、同負担金の対象となっている教職員の一部について、次のとおり給与費の執行に適正を欠く事態が明らかとなりました。

このうち、次の2、3、4及び5については、貴市におかれても指摘されているところです。

- 1 勤務時間中に有給休暇等の正規の手続をとることなく、市町村教育委員会又は校長等と職員団体の代表者としての教職員との間で、適法な交渉の対象とはならない学校の事務の管理及び運営に関する事項を対象とする話し合いを行っていたり、校内の会議室等において行われた職員団体の会議等に参加していたこと。
- 2 長期休業の期間等において、始業時刻後に機械警備が解除されていたり、終業時刻前に機械警備が開始されていたりなどしており、始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤するなど勤務時間を遵守していなかったこと。
- 3 校外研修処理簿や研修報告書に図書館等で行ったと記載されていた研修の実施日が、当該図書館等の休館日となっているなどして、校外研修を行った事実が確認できなかったこと。
- 4 外勤や出張、職務専念義務免除により、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計監査等の業務を行うなどしていたこと。
- 5 主任手当について、有給休暇を取得して主任等の業務に従事していない日等を業務従事日数に含めていたり、長期休業の期間に主任等の業務に従事していた日等を業務従事日数に含めていないなど、当該手当の支給額の算定が誤っていたこと。

また、会計検査院からは、これらに関連して、長期休業期間中に行われた校外研修の状況について、場所は自宅が最も多く、研修報告書の記載内容は乏しく、具体的な研修内容が明確でないものが多く見受けられ、成果品はほとんど提出されていないなど、当該研修の成果を客観的に評価することが困難な状況となっていたことについて指摘され、更に、検査の過程においては、教職員が出勤簿に毎日押印せず、後日まとめて押印していたこと、年次有給休暇等の申請をその都度行っていないため記載漏れがあったこと、備えるべき外勤簿を作成していなかったことなど、勤務時間管理に関する書類の取扱いが適正に行われていなかったものが多数見受けられたことについても指摘されたところです。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない（第30条）、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない（第35条）とされており、これまでも機会あるごとに、教職員の服務規律の保持等について通達・通知を発出するなどしてきたにもかかわらず、このような適正を欠く事態が明らかとなったことは、学校教育に対する道民の信頼を損なうものであり、極めて遺憾であります。

道教委としては、今回の会計検査院の検査において、服務上不適切な事態が明らかにな

った教職員については、本人から必要な給与の返還を求めるとともに、さらに具体的な内容を把握・確認のうえ、厳正に対処することとしており、また、会計検査院の会計検査の対象とならなかった道内の義務教育諸学校及び北海道が給与を負担する道立高等学校などに対して、当該検査と同様の調査を始めております。

今後、各教職員が地方公務員法等の法令を遵守し、教職員一人一人が公務員としての使命と責任を深く自覚し、勤務時間中はもとより勤務時間外においても自らを厳しく律し行動するよう、服務規律の確保を徹底し、学校教育に対する道民の信頼の確保につなげていきたいと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、県費負担教職員の給与費の適正執行に関して、特に次の事項に留意のうえ所管する学校の教職員に対して周知及び指導の徹底を図り、今回の検査結果を踏まえた再発防止と服務規律の厳正な保持に万全を期して下さい。

記

1 勤務時間中の職員団体活動について

公務員である教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務時間中の職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務を負っており、職員団体のための活動は、勤務時間中においては、法律又は条例によって特に許される場合以外は、これをなし得ないこと。

ここでいう「法律又は条例で特に許される場合」とは、地方公務員法第55条に規定する適法な交渉を行う場合や、時間外勤務代休時間、休日、代休日、年次有給休暇及び休職の期間並びに組合休暇（無給）であり、教職員が、職員団体の事務を行ったり、諸会議に出席する場合などについては、必要な手続を必ず行うこと。

また、今回の会計検査院の検査結果を踏まえ、職員団体対応等に関わって、今後、次の点に特に留意すること。

(1) 職員団体の会議等へ参加する場合

職員団体の会議等への参加は、「法律又は条例で特に許される場合」以外、勤務時間中には認められないものであること。

(2) 職員団体対応

職員団体対応に当たっては、関係法令や「職員団体との交渉について」（平成23年3月28日付け教渉第179号教育職員局参事（渉外）通知）などを参考にし、交渉事項と管理運営事項を明確に峻別するなど適切に対応すること。

また、職員団体活動に関わって疑義等が生じた場合は、教育局の学校運営サポートチームを活用すること。

2 適正な勤務時間の管理について

(1) 勤務時間管理に関する書類の取扱いについて

出勤簿や外勤簿、時間外勤務簿、時間外勤務等命令簿、旅行命令簿、休暇等処理簿、校外研修処理簿等については、服務監督権者における教職員の勤務管理はもとより、北海道が給与を支給する根拠となる重要なものであることを十分認識し、適正に管理すること。

(2) 長期休業期間中の勤務時間について

長期休業期間中についても、課業日と同様に正規の勤務時間が割り振られており、勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇等の休暇処理など、必要な手続を必ず行うこと。

(3) 長期休業期間中の校外研修について

ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項に基づく研修（以下「研修」という。）については、職務専念義務を免除される取扱いにふさわしい内容のものであることが求められるものであり、その承認に当たっては、研修の目的や内容などを十分精査するなどして、研修の実質を伴わないものについて安易に承認を与えることのないよう、適正を期すこと。

イ 特に自宅での研修については、「長期休業期間中の教員の勤務管理について」（平成22年6月30日付け教職第607号教職員課服務担当課長通知）に十分留意するとともに、その承認に当たっては、①「自宅でなければならないものであるか」、②「職務への反映がなされるものであるか」、③「研修期間が妥当であるか」などを十分精査する等、その厳格な取扱いを徹底すること。

ウ 研修の承認を受けた後に、病気など何らかの理由により、計画どおりに研修ができなくなったり、研修内容や場所等を変更しなければならない場合は、その都度速やかに校長等の管理職に報告するとともに、研修計画の変更や年次有給休暇の申請など、必要な手続を必ず行うよう周知徹底すること。

エ 研修終了後は、速やかに研修報告書や成果品等の提出を求めるなど、上記イの①から③の観点などから事後の検証を十分行うこと。

オ 研修は、給与条例上、有給の取扱いとされていることを十分認識させるとともに、保護者や地域住民等の十分な理解が得られる内容であることに加え、研修報告書や成果品等が客観的に研修の成果を評価できるものであることが必要であることについて、指導を徹底すること。

(4) 教育研究団体等の業務を行う場合の取扱いについて

教職員が教育研究団体等の業務を行う場合は「教職員が教育研究団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについて」（平成19年3月22日付け教職第1429号教職員局長通知）に基づき、その服務上の取扱いについて適正に取り扱うこと。

- 3 上記に関する事項について、地方公務員法やその他関係法令等に違反する行為や不適切な取扱いがあった場合は、給与の返納や懲戒処分等の対象となり得るものであること。
- 4 給与の適正な支給については、これまでも各種通知等により繰り返し周知しているが、依然として、過誤払いによる追給又は返納が発生していることから、条例、規則等により支給要件等を再確認するとともに、特殊勤務手当等の支給に際し勤務や業務に係る実績の確認を要するものにあつては、実態をより正確に把握するなど、適切な事務処理に努めること。

特に教育業務連絡指導手当、いわゆる「主任手当」の支給に当たっては、この度の会計検査院による検査結果を踏まえ、夏季・冬季等の休業期間中に自校において3時間45分以上勤務した日については、当該手当の支給対象日となることなど、「教育業務連絡指導手当の支給に関する取扱いについて」（昭和53年10月12日付け教給第1088号）により通知した事項に十分留意すること。

総務政策局総務課決算・会計指導グループ
総務政策局教職員課人事法規グループ
教育職員局参事（渉外）渉外グループ
教育職員局給与課給与支給グループ
教育職員局給与課給与費管理グループ
教育職員局教職員事務センター総務調整グループ